

障第210号
令和7年5月1日

各障害福祉サービス事業所等 代表者 様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の
導入事業」の国庫補助協議にかかる書類の提出について(依頼)

平素より、本県の障害福祉施策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、見出しの件につきまして、厚生労働省から国庫補助協議の依頼がありましたので、下記をご確認のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

障害者就労施設事業者

※本事業の対象となる障害者就労施設は、実施要綱をご確認ください。

※岐阜市が指定する事業所は対象外としております。

※令和7年度中に確実に事業完了(支払いまで完了)できるもののみ対象とします。

2 提出書類

(1) 別紙3、別紙4 (Excel形式)

(2) 見積書(最低2者)(PDF形式)

(3) カタログ、仕様書等(PDF形式)

3 提出期限

令和7年5月21日(水) 17時 ※期限厳守

4 提出方法

電子申請システム(logo フォーム)で必要事項を入力後、ファイルを添付して提出してください。

協議は事業所ごとの受付となりますので、複数事業所を協議する法人においては、複数回入力が必要となります。

【URL】 <https://logoform.jp/form/T8mB/1019750>

5 対象経費、補助額について

(1) 対象経費

ア ICT機器(RPAやAI等の技術を搭載したものが望ましい)

イ 工作機器・治具

ウ その他障害者が従事する作業を効率化するために必要となる機械

※いずれも留意事項がありますので、実施要綱をご確認ください。

(2) 補助額

1つの施設・事業所あたりの補助基準額：200万円

(3) 負担割合

国1／2、県1／4、事業所1／4

6 補助要件について（抜粋）

(1) ICT機器等導入前後の比較を行い、障害者の生産活動への参加促進等について報告すること（様式自由）

(2) ICT機器等の導入目的、導入製品の内容や活用方法、障害者の生産活動の参加状況、導入効果等についてホームページ等に公表すること

(3) 国・県のホームページ等への公表を了承すること

(4) 複数見積から最低価格を提示した業者を選定すること

上記以外にも、複数要件がありますので国からの要綱等をよくご確認ください。

7 事業所の選定について

提出された事業計画書に基づき、ICT機器の導入効果が高く、好事例として活用できると考えられるものについて、県において予め優先順位をつけたうえで国に報告させていただきます。予算の都合上、ご提出いただいても補助できない場合がありますのでご了承ください。

担当所属	障害福祉課 社会参加推進係		
担当係長	高 井	担当	浅 野
電話番号	058-272-8309		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		